

## 学校集金に関して

本校では、多額の現金を持参することによる事故を防ぐため、学校集金は口座振替をお願いしています。ご協力をお願い致します。

原則として、毎月25日（金融機関の営業日でない場合、翌営業日）に1回、ご指定の口座より振替が行われます。

なお、7月には、7・8月の2か月分、2月には2・3月の2か月分を集めさせていただきます。毎月の金額等詳しくは、毎月配付する集金明細書をご確認ください。

## 転出入の手続き

### 【転入するとき】

- ①現在在籍している中学校で、「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を交付してもらってください。
- ②本校にお電話ください。福井市中学校区の住所は、下記 URL で確認できます。  
[https://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/school/school/cyugakkoku\\_meirin\\_natsume.html](https://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/school/school/cyugakkoku_meirin_natsume.html)
- ③引っ越し元の役所で転出届を出して、「転出証明書」の交付を受けてください。
- ④福井市役所市民課で転入届と上記③の「転出証明書」を提出して、住民異動手続きを行ってください。
- ⑤福井市教育委員会学校教育課で「学校指定通知書」の交付を受けてください。
- ⑥上記①の「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を本校へ提出してください。学校指定通知書について本校へ提示した後、保護者様が保管してください。

### 【転出するとき】

- ①担任へお知らせください。
- ②本校で、「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を発行します。
- ③福井市役所市民課で転出届を出して、「転出証明書」の交付を受けてください。
- ④引っ越し先の役所で転入届と上記③の「転出証明書」を提出して、住民異動手続きを行ってください。
- ⑤引っ越し先の市町村教育委員会で「学校指定通知書」の交付を受けてください。
- ⑥上記⑤の「学校指定通知書」を持って、指定された新しい学校へ行って転入手続きを行ってください。

## 各種申請のご案内

### 【学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）】 申請について

学割証の使用により、JRの運賃については割引になります。生徒手帳の中にある「学割証交付願」の欄に必要な事項、保護者印押印の上、担任に提出してください。

#### ※留意事項

- \* 近距離（100 km以内）は無効

（参考）米原まで 99.9 km 石動まで 101.4 km 小浜まで 103.5 km

- \* 往復購入できる場合は、学割証は1枚で

— 往復乗車券の有効期間は片道乗車券の2倍あります —

（例） 200 kmまで : 4日間有効（ex. 富山・名古屋・大阪・奈良 等）

400 kmまで : 6日間有効（ex. 長野・静岡・神戸 等）

600 kmまで : 8日間有効（ex. 横浜・東京・広島 等）

800 kmまで : 10日間有効（ex. 秋田・水戸・山口 等）

1000 kmまで : 12日間有効（ex. 福岡 等）

- \* 特急料金や航空料金には適用されません

### 【就学援助】 申請について

福井市では、経済的理由によって就学困難な家庭に対して、学校の学用品費の一部、修学旅行費用、給食費などの援助を行っています。

詳しくは、本校の就学援助事務担当または福井市教育委員会（学校教育課）へお問い合わせください。